

## WTO体制の多様化する原理原則と環境物品交渉

——「管理派」台頭の意味をめぐって——

日 野 道 啓

(九州大学大学院)

### I. はじめに

本稿の目的は、その前身であるGATT体制時から市場メカニズムの浸透と市場ルールの発展を通じて、経済のグローバル化を推進してきたWTO体制の原理原則について分析することである。なお、原理原則とは、WTOにおける貿易のルールを統治する規律の全体像のことであり、最恵国待遇および互惠主義などの多角的貿易交渉の枠組みの柱を構成する基本理念を指していない事に注意されたい。本稿は具体的な検討材料として、ドーハ閣僚宣言(DMD)において「貿易と環境の相互支持性を高める観点」から交渉が宣言された、「貿易と環境」の一交渉テーマである環境物品(Environmental Goods)の自由化交渉を取り上げる<sup>1)</sup>。

さて、そもそも環境物品とは何であろうか。直感的に説明すると、環境対策に必要な物品ないし環境への負荷が少ない物品の総称である。例えば、排水管理に有益な水の濾過機や、洗浄技術が体化された一般製品よりも節水型の食器洗浄機などである。現状では、環境物品の定義はWTO内に存在しない。

ところで、「貿易と環境」は、単純に貿易自由化を目指さず、貿易とは異なる固有の目的を志向する「非貿易的関心事項」と呼ばれる。「貿易と環境」は、「貿易と投資」などのもっぱら経済的

規範に依拠する問題と異なり、「貿易と労働」などと同じく非経済的規範が混在する問題である。周知の通り、GATT/WTO体制は、各加盟国の利害対立と政治的妥協によって、数多くの協定を設けることに成功し、その一方で多くの緊張を内部に抱えてきた。「貿易と環境」という前例のない交渉課題は、体制に新しい役割を付与する可能性をもつテーマであり、また同時に体制内部に新たな緊張をもたらす可能性をもつものである。よって、「貿易と環境」の研究は、今日のWTO体制の変化する構造的特質を把握する格好の材料である。さらに「貿易と環境」の数ある交渉テーマのなかで、「環境物品とは何か」をめぐって経済的目的と非経済的目的の両立実現に向けた設計段階にある環境物品交渉は、その最も適切な検討材料であるといえる。

本稿の課題は、以下の三点である。第一に、WTO体制の原理原則の把握を可能とする分析視座を設けることである。第二に、ドーハ開発アジェンダ(DDA)交渉をリードする米国・EC・インドの提案内容の主目的を明示することである。第三に、第二で明示された主目的に基づき、WTO体制の「多様化する原理原則」を明らかにすることである。

本稿は次のような構成をとっている。第Ⅱ節では、WTOの変化する原理原則に関する諸研究を概観し、WTOの原理原則の分析視座を提示する。第Ⅲ節では、ここ最近、先進国案と異なる環境物

品の特定化方法を提示した途上国案を取り上げ、先進国案との相違とその背後に存在する主目的について分析する。第Ⅳ節では、第Ⅲ節の分析に基づきWTOの原理原則の状態について検討する。最後に、本稿の結論と今後の課題を述べ、むすびとする。

## Ⅱ. 原理原則の分析視座

### 1. 原理原則の新しい展開

WTO体制は、一般的に自由貿易を促進する機関として把握される。事実、バクワティ（J. Bhagwati）やジャクソン（J.H. Jackson）といった第一線のWTO研究者数名によって作成されたレポートであるWTO（2004）では、「自由貿易を促進する機関」として位置づけている。

しかし、木村（2005）は、ウルグアイ・ラウンドの結果、GATS・TRIPSを内包したWTO体制を、もはや貿易自由化のための組織であると狭く規定することが不可能であると述べる。

また、小寺（2003）は、加盟国の権利義務関係を明確化するなかで、TRIPSという非貿易的関心事項を取り込んだWTO体制を他国の市場への参入機会の確保である「市場アクセス」（market access）という統一的な視角から貿易関係の規律を行なっていないと述べる。

さらに、WTO協定の解釈および運用ルールを明確化させる紛争処理に持ち込まれた「アスベスト事件」では、PPM（生産方法・生産工程）の差異性が認められ、人の健康を守るための措置としてGATT第20条(b)項が適用された。

以上より近年では、WTOを狭く自由貿易促進機関として捉える視点の有効性が低下しているといえよう。

このような新しい展開をみせる原理原則の現状を、上述の木村（2005）は、「規律の揺らぎ」と

表現する。規律のゆらぎとは、WTO（2004）が指摘するWTO体制を自由貿易促進機関と捉える従来の視点に立脚し、効率性規範と「それ以外の規範」の狭間でうごめく規律の状態を表現するものである。また、この他ではSampson（2005）は、WTOが、「世界貿易・持続可能発展機関」としての方向に導かれていると指摘する。すなわち、新しい上位目的を体現する機関へと質的变化が生じていると捉えるのである。

### 2. 原理原則の分析視座

このようにWTO体制の原理原則は新しい展開をみせているが、この原理原則を鳥瞰的に把握可能とする枠組みを明確にしておく。この枠組みの利点は、WTO体制の原理原則に相反する規律が混在していることを我々に知らせ、さらに相反する原理原則の重要性の変化を通じてWTO体制の構造的特質の分析を可能にすることである。

まず、貿易関係の規律に関しては、市場による資源配分を実現するための規律を「市場原理原則」とし、市場による資源配分の規制に関する規律を「市場管理原則」とする。これは、GATT体制の当初の理念である、「資源の最適配分に信頼を寄せた市場メカニズムを維持するための取り決め」（西田，2002）を主軸にして、それと対置する規律を捉えようとするものである。

また貿易目的に関しては、経済学の伝統的規範基準に基づいて志向される目的を「経済的目的」とし、経済学の伝統的な規範基準とは異なる規範に基づいて志向される目的を「非経済的目的」とする。これは、WTO協定前文に示された種々の目的を整理するものである。前者は、GATT体制時より引き継ぐ目的である。具体的には生活水準の向上、完全雇用・実質所得・有効需要の増加をさす。そして、後者は、WTO体制になり追加された第二義的な目的である。具体的には、環境や

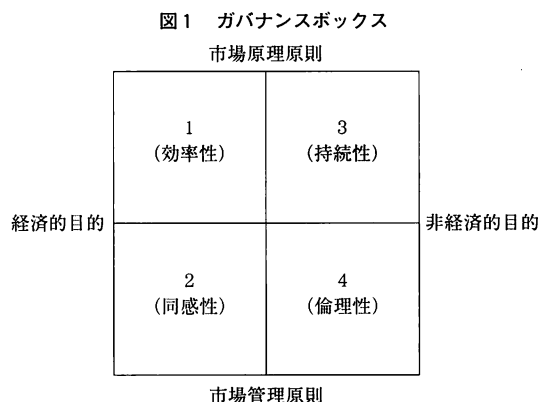
持続可能な発展などをさし、人権問題や文化問題などの経済的目的とは異なる目的の志向を可能にするものである。なお、ここでいう伝統的な経済学の規範とは、GATT発足当初の経済学のそれをさす。GATT体制とWTO体制の変質を明確にするために、このような措置をとる。

さて、この枠組みは、小寺（2003）の法学的な成果を経済学的に解釈したものである。経済学的解釈の必要性に関しては、WTO（2005）でも述べられているが、多角的な貿易ルールやWTOの種々の協定には、比較優位などの経済原理が反映されているため、経済学的な知見に基づいた検討が求められるのである。また、WTO体制の構造的特質は、加盟国の利害対立と妥協の結果に規定されるため、WTO体制の構造変化の原因および結果の検討には、政治経済学的な接近が求められる。

本稿の枠組みと小寺（2003）の成果との相違点は、以下の二点である。第一点目は、貿易自由化をめぐる解釈の相違である。小寺（2003）では、貿易自由化を他国の市場への参入機会の確保である市場アクセスとして捉えている。しかし、本稿では、物品・サービスの国際的移動という結果を重視するのではなく、物品・サービスの国際的移動が可能になる素地である制度変化を重視する。その理由は、国民国家の諸政策によって分断されていた本来的に普遍的な市場が、その本来の姿を現す過程に注目するためである。第二の相違点は、経済学の知見を用いて、二つの目的の概念規定を明確化している点にある。

さて、この原理原則の関係を図示したのが、図1のガバナンスボックスである。以下では、ガバナンスボックスについて説明する。

ボックス1は、経済的目的と市場原理原則に規定された効率性を規範基準にもつものである。これは、GATT/WTO体制の最も一般的な役割を示



注：各ボックスの数字は、ボックスの番号を示している。  
出所：筆者作成。

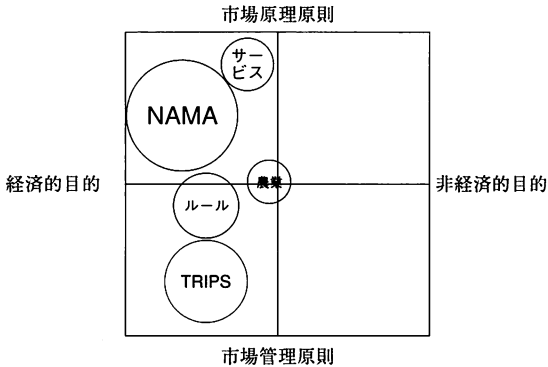
すものであり、経済的目的を実現するための市場メカニズムの浸透を志向するものである。

ボックス2は、長年、経済学者が批判を呈したGATT/WTO体制の機能であり、経済的目的のために貿易自由化を阻害する市場ルールの発展を志向するものである。アンチダンピングなどのいわゆる貿易救済措置の大部分がこのボックスに位置する。このボックスの規範基準として、「同感性」(sympathy)をあげることができる。ここでいう「同感」とは、「中立的な観測者」のそれであり、各個人が利己的な行動をとっても社会的に秩序を成り立たせるためのモラルをさす(Smith, 1759)。つまり、「中立的な観察者」の「同感」が得られる範囲内で競争を実現するために必要なルールをさす。

ボックス3は、WTO体制になって追加されたものであり、非経済的目的と市場原理原則に規定されたボックスである。このボックスは、環境などの非経済的目的を考慮した市場メカニズムの浸透を目指すものである。規範基準として「持続性」を指摘できよう。

ボックス4は、同じくWTO体制になって追加されたものであり、「文化」や「労働」などの非経済的目的のために市場ルールの発展を志向する

図2 DDAの交渉事項における原理原則の整理



注：丸の大きさは、交渉の進展具合を示している。  
出所：筆者作成。

ものである。このボックスの規範基準として「倫理性」を指摘できよう。ただし、ここでいう倫理性とは、非経済的な社会的価値を反映する規範の総体をさす。

さて、この枠組みを用いてDDAにおける交渉事項を整理したものが図2である。EG&S交渉を除いた非農産品市場アクセス（NAMA）とサービス交渉は、それぞれボックス1に、そしてTRIPS交渉は、ボックス2に収まる。なお、ルールに関しては、アンチダンピング交渉のようにボックス2に入るものもあれば、補助金交渉のようにボックス1に納まるものもある。また、農業交渉では、「非貿易的関心事項」をめぐって、ボックス3・4を考慮した提案も行なわれている。

図2から、個別の事項によって、問われている規律が異なり、またボックス3・4に関する議論が少なく、両ボックスに関する指針が未だ明確に示されていないことが確認される。

続いてガバナンスボックスに「貿易と環境」を配置すると、農業交渉と同様に位置付けられる。ただし農業交渉と異なり、すべてのボックス内により均等に配置される。その理由は、「貿易と環境」は、「貿易と環境の相互支持性の強化」という経済的目的と非経済的目的の双方を志向し、市

場原理原則に影を落とすPPM問題という技術的課題が存在しているからである。つまり「貿易と環境」とは、WTO体制の新しい展開をみせる原理原則を検討する格好の材料であることが改めて確認される。

### Ⅲ. 環境物品交渉をめぐる三つの主目的

#### 1. 先行研究のレビュー

環境物品に関する研究蓄積は、世界的に極めて少ないが存在している。現在の研究の主眼は、Chytor (2002), Carpentier et al. (2005) にみられるように、「自由貿易と環境の両立」の実現のための、環境物品の定義および特定化方法に対する政策提言にある<sup>2)</sup>。

しかし、これらの研究では、交渉の結果を規定する加盟国の対立と妥協の過程である政策形成過程の検討が十分に行なわれていない。

ところが、日野 (2005) の分析からも分かるように、WTO体制における環境問題の取組みとは、「国際環境問題」の様相を呈している。つまり、地球環境目標などの国際的な環境問題への取組みを交渉に反映させることさえも容易ではなく、物品の定義や自由化方法などのあらゆる交渉事項が、各加盟国の利害対立のなかに埋没する構造にある。したがって、交渉の成否を規定する最も重要な点は、政策形成過程にあるといえよう。

さて、日野 (2005) では、政策形成過程の検討を行ない、交渉をリードする米国とEC間の交渉の争点を呈示した。交渉の争点とは、環境物品の自由化の主目的をめぐる争いであり、自由貿易の推進を主目的とする米国・ニュージーランドの「自由貿易派」と、環境目的の推進に積極的なEC・スイスの「環境派」の対立である。しかし、この枠組みのなかには、カンクン閣僚会議以降、急激に交渉力を増しているインドやブラジルなど

の途上国が位置付けられていない。

ただし、これには理由がある。その理由とは、主として先進国の提案が、物品の概念化に触れず品目の特定化を通じて品目認定を行なう「リストアプローチ」(list approach)に拠っていたのに対して、途上国とくにLDC(後進開発途上国)諸国は、独自の品目リスト案を作成することが技術的に困難であったため、先進国案と同等の提案を行なえなかったからである。

しかし、ここ最近、途上国はリストアプローチに対抗する独自のアプローチを設け、自身の見解を表明している。さて、そのアプローチとは、いかなるものであろうか。そして、そのアプローチを通じて表明される見解は、「自由貿易派」と「環境派」の主張といかなる点で相違するのだろうか。以下で検討してゆこう。

## 2. 計画アプローチの主目的

途上国が現在注目しているアプローチは、計画アプローチである。計画アプローチは、以下でみる通り、環境物品貿易および環境政策の国家管轄を図るものであり、WTOの管轄を超える可能性をもつ内容である。ただし、この提案に多くの賛同国が存在し交渉を進めるうえでの重要なアプローチとなっている。WTOの管轄および対象分野の拡大が、加盟国の利害対立と妥協の結果である政治的決断に拠ることを思い起こせば、この提案が注目に値するものであることは明らかである。

計画アプローチには、インドが提案した「環境計画アプローチ」(Environmental Project Approach: EPA)と、アルゼンチンが提案した「統合アプローチ」(integrated approach)がある。統合アプローチとは、文字通り、リストアプローチとEPAの折衷案を意味する。これを第三のアプローチとして解する議論<sup>3)</sup>もあるが、本稿ではEPAの修正案として解釈する。

### (1) EPAのメリットと批判

EPAとは、WTOが加盟国に共通のコミットメントを強いるものではなく、国レベルで指摘国家机关(DNA)が、企図した環境計画の実施期間中だけ必要な環境物品およびサービスを特定譲許するというものである。

このアプローチのメリットは、次の三点である。第一に、「二重の使用目的」問題への効果的な対応である。途上国にとって「二重の使用目的」問題への懸念とは、本来的に、環境に資する用途が限られているにもかかわらず、環境に資するわずかな使用を口実に、先進国の比較優位財が環境物品の認定を受けることである。しかしEPAでは、環境目標を達成するために企図された計画に必要な物品が自由化されるため、「二重の使用目的」問題は生じない公算が高く、たとえ生じたとしてもその影響力は限定的であると考えられる。第二に、環境物品と環境サービスの総合的な自由化が可能である。両者の関係とは、本来は不可分の関係にあると考えられる<sup>4)</sup>。しかし、現交渉の形式では、相互排除的な取組みとなっている。EPAでは、DNAが必要な物品およびサービスに特定譲許を与えるため、統合的な自由化が実現される。第三に、EPAでは、当然のことながら各加盟国が、それぞれの能力およびそれぞれの環境基準と目的に則して計画を実行できる。つまり、各加盟国の裁量権は保持され、先進国と同水準のコミットメントから開放されるが、しかし共通して環境問題に取り組むわけである。この取組みの性質は、地球サミットで謳われた「共通だが差異のある責任」に他ならない。つまり、EPAは、中国やブラジルなどをはじめとした多くの途上国が声高く提案してきた、途上国とLDCへの特別かつ異なる待遇(S&D)の実践案であることを意味する。

さて、S&Dの実践という点に関して、インドは、リストアプローチが先進国の比較優位財の輸

出増進だけを目指すものであると批判する。そして、短期的に途上国の固有の環境問題に対処するための製品を製造する中小企業を破壊し、さらに長期的に途上国の環境産業の発展機会を奪うものであると結論付ける（TN/TE/W/51 paras.3～10）。

これに対して、「自由貿易派」である米国（TN/TE/R/12 para.98）や「環境派」であるEC（TN/TE/R/14 para.74）などは、EPAに反対している。最も明確な反対理由を掲げるのは、「自由貿易派」のニュージーランドである。ニュージーランドは、市場アクセスの改善こそが重要であると説く（TN/TE/R/14 para.33）。つまり、EPAでは、譲許の対象およびその期間が、DNAが企図した計画に基づくため、透明性および予見性に欠け、市場メカニズムの浸透が期待できないとしている。

## （2）統合アプローチとEPAの共通性

このEPAの欠点を修正した提案が、アルゼンチンが提案した統合アプローチである。統合アプローチとは、EPAと同様に、各加盟国によって企図された計画に応じて必要な物品を計画期間中に限って輸入するものである。ただし、統合アプローチには、二重の条件が課されている。第一に、コミットメントの対象となる物品は、貿易と環境委員会特別会合（CTESS）によって特定化された環境計画カテゴリーのうちどれか一つに含まなければならない。第二に、CTESSは、各加盟国の計画の実施に活用可能な環境物品を各カテゴリー内に含めなければならない（TN/TE/W/62 para.9）。つまり、この提案は、EPAにおいて最大の問題点とされる不透明と予見性の欠如に対処するものである<sup>5)</sup>。また、EPAでは、WTOを経由せず譲許が行なわれるため、マルチラテラルではない、ユニラテラルやバイラテラルな実施形態となる公算が高かった。しかし、CTESSを通じて関税および非関税障壁が多角的に削減ないし削

除されるため、この問題は回避されよう。この点は、とくにアルゼンチンがEPAを批判した点であった（TN/TE/W/62 para.7）。

ところで、CTESSが、環境計画カテゴリーをつくり環境物品を特定化しており、一見するとリストアプローチに親和的なものであると考えられる。しかし、統合アプローチには、EPAの重要な規定が継承されている。それは、各加盟国の環境計画に応じた計画期間中のコミットメントである。つまり、EPAと同様に、途上国は、先進国と同質のコミットメントから開放され、あくまで「独自でコミットメントを管理」できるのである。

なお、この提案には、中国（TN/TE/R/14 para.62）、ブラジル（TN/TE/R/14 para.45）が賛同を示している。複数の大国の途上国の賛同を得ることで、相当程度の影響力をもち、先進国主導の交渉のあり方に修正を迫り続けると予想される。

## 3. 三つの主目的と三つのグループ

以上環境物品交渉には、本稿の分析と日野（2005）の分析結果により、自由貿易・環境目的・S&Dという三つの主目的の存在が確認されたが、それぞれの主目的を唱える加盟国をグループ分けしよう。

日野（2005）がすでに指摘しているように、自由貿易を主目的とする、米国・ニュージーランドを「自由貿易派」とする。これらの加盟国は、自国の比較優位財の輸出拡大と将来的に成長が見込まれる途上国市場の確保という利殖機会の獲得を目指していると考えられる。

続いて、環境目的を主目的とするEC・スイスを「環境派」とする。これらの加盟国は、欧州の環境問題への強い意欲が反映されていると考えられる。EUが、2006年7月に施行するRoHS指令は、まさにその典型例である。もともと、環境戦略に優位性をもつ企業が、その優位性をより強固

にするために政府等に働きかけ、国際的な環境規制が設けられるというメカニズムが存在することもあり (Rugman et al., 2001), 当然ながら当事国間に経済的思惑がないというわけではない。

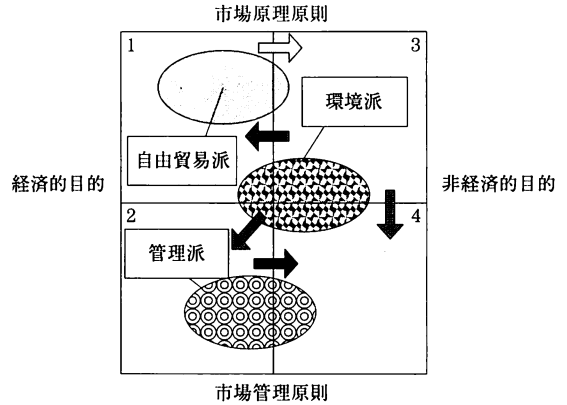
そして、本稿の検討の結果導いたS&Dの体現案として「独自のコミットメント管理」を提案した、インド・アルゼンチン・中国・ブラジルを「管理派」とする。もっとも、これらの加盟国の利害が、完全に一致しているわけではない<sup>6)</sup>。しかし、上記のOECD (2001) の分析にあるように、現状の環境産業の非対称性も考慮すれば、このグルーピングは妥当であろう。さて、「管理派」の性格を明確にしておこう。「管理派」は、自由貿易および環境取組みのすべてを拒んでいるのではない。あくまで先進国との同質のコミットメントを拒んでいるのである。当然であるが、計画アプローチに基づいた、自国が必要とする環境物品の輸入には積極的である。その意味では、単純な保護主義とは性質が異なるといえる。「管理派」は、「自由貿易派」と異なり、環境物品の機械的な自由化に努めるのではなく、また「環境派」とも異なり、環境目的の機械的な促進に努めるのではないのである。これらの加盟国は、比較劣位にある国内の環境産業を成長させ、そして経済発展に伴う調整コストを低下させる効果的な国内の環境取組み実現のための「能力構築」を目指していると考えられる。

#### IV. 多様化する原理原則

前節の検討により、環境物品の自由化交渉をめぐって、先進国同士に対立があり、また先進国と途上国間においても対立が存在することが確認された。

この対立の構図を、本稿の第II節で提示したガバナンスボックスに配置したのが、図3である。

図3 環境物品交渉における主要グループの位置と「多様化する原理原則」



出所：筆者作成。

「自由貿易派」は、主としてボックス1に位置し、僅かにボックス3にも触れている。「環境派」は、すべてのボックス内に位置している。注目すべきは、GATT体制時には限定的だったボックス3・4内に位置することである。そして、「管理派」は、主にボックス2に位置しながら、ボックス4も考慮にいった提案を行なっている。

この図より、「自由貿易派」は、ボックス1を上位規範として位置付け、提案を行なっていることが分かる。同様に、「環境派」はボックス3を、「管理派」はボックス2を上位規範に置いていることが理解できる。

以上より、WTO交渉において考慮されるべき原理原則は、もはや効率性規律に留まらず、またそれを中心に展開されていると考えることはできない。また、必ずしもボックス3の重要性だけが上昇しているわけではない。現状は、「多様化する原理原則」という状況を呈示するに至っているといえよう。すなわち、非経済的目的の関心の高まりから、ボックス3が求心力を持ち始めているのと同時に、途上国の結束の高まりから今日改めてボックス2の重要性が高まっているのである。

## V. むすび

本稿では、環境物品交渉をめぐる各アプローチとその背後に存在する争点を明示し、ガバナンスボックスを利用することで、現交渉に「自由貿易派」、「環境派」、「管理派」の主目的に関する争いと、WTO体制の「多様化する原理原則」という現象を明らかにした。

この検討結果からの含意として、今日から将来にかけての経済のグローバル化は、もっぱら経済的目的のために市場メカニズムの浸透に努めてきた従来のそれとは異なり、質的転換が示唆される。また、現交渉の争点は、WTO体制に本来的に備わっている原理原則の非一貫性に根差すものであり、交渉決着の困難さが伺い知れる。

さて、本稿の分析は、現時点（2006年4月28日現在）までの交渉内容を検討したものでしかない。今後の交渉も慎重に考察していかなければならない。そして、本稿では各グループの主張の背景要因について言及しているが、主要な加盟国が提出したリスト品目などを用いたデータ分析を行なうことで、その論拠をより明確にする作業が残されている。以上を今後の課題とする。

### 参考文献

- Carpentier, C.L. et al. (2005) "Environmental Goods and Services in the World Trade Organization," *Journal of Environment & Development*, Vol.14. No.2.
- Chaytor, B. (2002) "Negotiating Further Liberalization of Environmental Goods and Services: An Exploration of the Terms of Art," *Review of European Community & International Environmental Law*, Vol.11. No.3.
- OECD (2001) *Environmental Goods and Services: The Benefit of Further Global Trade Liberalization*, Paris.
- OECD/Eurostat (1999) *The Environmental Goods and Ser-*

*vices Industry: Manual on Data Collection and Analysis*, OECD Publications, Paris.

Rugman, A.M. et al. (2001) "Environmental Policy and International Business," in *The Oxford Handbook of International Business*, eds. by A.M. Rugman and T. L. Brewer, New York, Oxford University Press.

Sampson, G.P. (2005) *The WTO and Sustainable Development*, Tokyo, United Nations University Press.

Smith, A. (1759) *The theory of moral sentiments*, with considerable additions and corrections, Printed for A. Millar, in the Strand, London. (水田洋訳 (2003) 『道徳感情論 (上・下)』岩波文庫).

WTO (2005) *World Trade Report 2005*, Geneva.

WTO (2004) "The Future of the WTO: Addressing Institutional Challenges in the New Millennium," Geneva.

木村福成 (2005) 「ドーハ開発アジェンダとWTO体制の危機」馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『日本の新通商戦略—WTOとFTAの対応—』文眞堂.

小寺彰 (2003) 「WTO体制における「非貿易的関心事項」の位置—その鳥瞰図—」小寺彰編『転換期のWTO—非貿易的関心事項の分析—』東洋経済新報社.

西田勝喜 (2002) 「GATT/WTO体制研究序説—アメリカ資本主義の論理と対外展開—」文眞堂.

日野道啓 (2005) 「環境物品の自由化交渉の争点の構造とWTOの位置付け」『九州経済学会年報』43集.

### 注

- 1) 環境物品は、同じくDMDにおいて交渉が宣言された、環境サービス (Environmental Service) と共にEG&S (Environmental Goods and Services) と呼ばれる。WTOでは、環境物品をGATT、環境サービスをGATSの対象と定め、両者を明確に区分している。
- 2) その他では、環境物品の市場規模に関する数量的分析がある。例えば、OECD (2001) では、環境産業の市場規模のおよそ90%は先進国が占めることを明らかにしている。
- 3) 例えば、TN/TE/W/63など。
- 4) 例えば、OECDのEG&Sの定義 (OECD/Eurostat, 1999) を参照。
- 5) 中国は、統合アプローチがEPAの最大の問題点だった不透明と予見性の欠如の問題に対処できていると高く評価している (TN/TE/R/14 para.62)。
- 6) 例えば、「環境上望ましい産品」 (Environmentally Preferable Product) の取り扱いをめぐり、アルゼンチンとブラジルにおいて見解の相違がみられる。詳しい議論は、別の機会に譲る。

〔受領日 8月24日〕  
〔受理日 11月16日〕